

# 豊中市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者に対して自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって特別障害者手当で用いられる所得制限にかからない世帯に属する者。

(2) 過去5年以内にこの要綱と同旨の助成を受けていない者。

(助成対象経費)

第3条 この要綱の対象となる経費は、自らが所有、または生計を同一にする者が所有し、障害者自らが運転する自動車の手動運転装置等の改造に要する経費とする。ただし、割賦購入（ローン）等により自動車を購入している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に障害者、または障害者と生計を同一にする者の氏名が記載されているものは、当該車両を障害者自ら、または障害者と生計を同一にする者が所有しているものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、100,000円を限度とする。

(助成金の交付申出)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、豊中市身体障害者自動車改造費助成申出書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 運転免許証
- (3) 自動車検査証
- (4) 改造業者の改造費見積書

2 助成決定を受けた者は、自動車改造の完了後に改造に要した費用の領収書を豊中市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 豊中市長は、豊中市身体障害者自動車改造費助成申出書を受理したときは、申出内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、豊中市身体障害者自動

車改造費助成決定又は却下通知書により申出者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成決定を受けた者は、豊中市身体障害者自動車改造費助成金請求書を豊中市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 豊中市長は、申出者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の返還を命ずることができる。

(書類の様式)

第9条 豊中市身体障害者自動車改造費助成申出書、豊中市身体障害者自動車改造費助成決定又は却下通知書及び豊中市身体障害者自動車改造費助成金請求書の様式については、別に定める。

附則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年6月24日から施行する。

附則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年7月9日から施行する。